

## 会津ナンバー導入に係るQ & A

※令和2年5月11日以降の取扱い

**Q1：会津ナンバーの対象車両は？**

A1：原動機付自転車、小型特殊自動車を除く、軽二輪以上の車両が、会津ナンバーの対象になります。

なお、臨時運行番号標、回送運行番号標、ダンプゼッケンナンバーは対象とはなりません。

### 新規登録関係

**Q2：平成18年10月10日以降、会津ナンバー対象地域で新規登録したときのナンバープレートはどうなりますか。**

A2：すべて、会津ナンバーを交付します。

(福島ナンバーとの選択制ではありません。)

### 番号変更関係

**Q3：会津ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーを会津ナンバーに変更できますか。**

A3：変更できます。

**Q4：会津ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーはそのまま使用していてもいいですか。(番号変更の必要はありますか。)**

A4：使用できます。あえて番号変更する必要はありません。

**Q5：会津ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーを同じ福島ナンバーに番号変更することはできますか。**

A5：できません。

**Q6：会津ナンバー対象地域で、付与された会津ナンバーを福島ナンバーに変更することはできますか。**

A6：会津ナンバー対象地域で、一度付与された会津ナンバーは福島ナンバーに戻すことはできません。

## 変更(移転)登録関係

Q7：会津ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーの自動車を福島ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。

A7：番号変更の必要はありません。

Q8：会津ナンバー対象地域で、現在使用している会津ナンバーの自動車を福島ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。

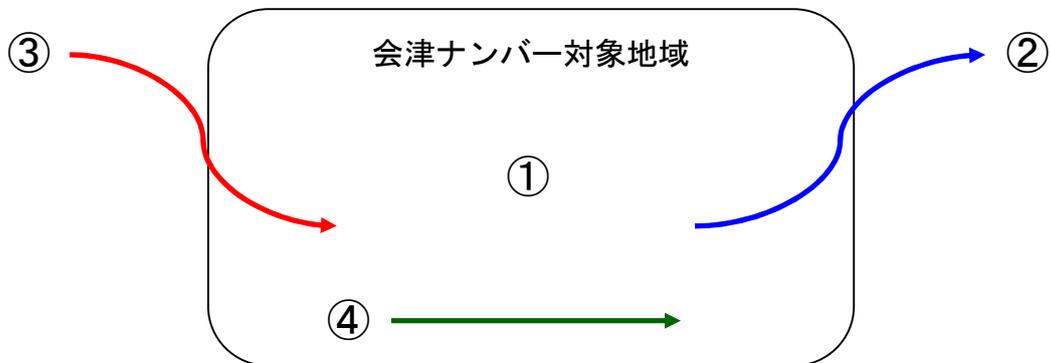
A8：番号変更が必要となり、福島ナンバーが付与されます。

Q9：福島ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーの自動車を会津ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。  
また、他県から会津ナンバー対象地域へ転入してきた場合はどうですか。

A9：他県から転入してきた場合も含めて、すべて会津ナンバーになります。  
(福島ナンバーとの選択制ではありません。)

### 【参考】

### 番号変更等早わかり図



- |                 |   |
|-----------------|---|
| ① 新規登録          | (ア) すべて会津ナンバー (福島ナンバーとの選択制ではない。)  |
| ② 変更(移転)等<br>転出 | (ア) 会津地域の福島ナンバー → 福島地域へ (番号変更なし。)<br>郡山、白河地域へ (郡山 NO、白河 NO へそれぞれ番変あり。強制)<br>(イ) 会津ナンバー → 福島、郡山、白河地域へ (福島 NO、郡山 NO、白河 NO へそれぞれ番変あり。強制) |
| ③ 変更(移転)等<br>転入 | (ア) 福島、郡山、白河ナンバー → 会津地域へ (会津 NO へ番変あり。強制)<br>(イ) 田村市のいわきナンバー → 会津地域へ (会津 NO へ番変あり。強制)<br>(ウ) 他県ナンバー → 会津地域へ (会津 NO へ番変あり。強制)          |
| ④ 番号変更          | (ア) 会津地域の福島ナンバー → 会津ナンバーへ (希望により番変可能。)<br>(イ) 会津ナンバー → 会津ナンバー地域で福島ナンバーへ (不可)<br>※ 会津地域の福島ナンバー → そのまま使用可能                              |